

都市計画法の開発許可等の 申請手数料が変わります

都市計画法の開発許可等の申請手数料が改定されます

最近の社会経済情勢等により負担の均衡を図ることを考慮して、京都府における公の施設等の使用料等の手数料の額が改定されました。

（「京都府手数料徴収条例」の一部改正）

令和元年10月1日に受付をする申請から 改定後の手数料が適用されます

※ 改定後の手数料の額は、裏面のとおりとなる予定です。現時点では確定していませんが、この手数料の額で改定することで進めておりますので御承知願います。

詳しくは、京都府の各土木事務所建築住宅室に
お問い合わせください。

都市計画法開発許可申請等手数料（令和元年10月1日申請から適用。金額は予定）

令和元年10月1日施行予定

手数料名	事項	手数料の額（円）		
開発行為の許可	開発区域の面積	開発の目的		
		自己居住	自己業務	非自己用
	0.1ha 未満	8,770	13,260	87,720
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,440	30,600	132,600
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,860	66,300	193,800
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	87,720	122,400	265,200
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	132,600	204,000	397,800
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	173,400	275,400	520,200
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	224,400	346,800	673,200
10.0ha 以上	306,000	489,600	887,400	
開発行為の変更許可	ア 開発区域に変更のない設計の変更	(上記規定額) × 1/10 *		
	イ 開発区域の縮小を伴う設計の変更	(縮小後の面積に応じる上記規定額) × 1/10 *		
	ウ 開発区域の増と設計の変更 ただし、設計の変更原因が新たな土地の編入に起因するものみの場合(エの③の場合)は除く。	(変更前の開発面積に応じる上記規定額) × 1/10 * + (増面積に応じる上記規定額) (合計額が887,400円を超える場合は887,400円)		
	エ 新たな土地の編入に伴う下記事項の変更 ① 開発区域の位置区域及び規模 ② 予定建築物等の用途 ③ 設計 ④ 工事施行者 (法第30条第1項第一～四号)	新たに編入される開発区域の面積に応じる上記規定額		
	オ その他の変更 都市計画法施行規則に掲げる事項の変更及び設計、区域の変更を伴わない上記②、④等の変更等	10,200		

手数料名	事項及び手数料の額（円）	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可	46,920	
予定建築物以外の建築等許可	26,520	
開発許可を受けない市街化調整区域内における建築等の許可	0.1ha未満	7,030
	0.1ha以上0.3ha未満	18,360
	0.3ha以上0.6ha未満	39,780
	0.6ha以上1.0ha未満	70,380
地位承継の承認	1.0ha以上	98,940
	自己居住用	1,730
	自己業務用 1ha未満	
	自己業務用 1ha以上	2,750
その他	17,340	
開発登録簿の写しの交付	1枚につき 470円	
施行規則第60条証明	1枚につき 400円	

※ 1円単位の額は切捨て